

「福岡マラソン」の商標使用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「福岡マラソン」の商標使用に関する要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、本件商標（要綱第1条に規定する本件商標をいう。以下同じ。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請および使用許可)

第2条 要綱第3条第1項の規定により、本件商標の使用許可を受けようとする者は、「福岡マラソン」商標使用許可申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を福岡マラソン実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 会長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、「福岡マラソン」商標使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）または「福岡マラソン」商標使用不許可書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(申請書の添付資料)

第3条 申請書には、本件商標を使用しようとする商品の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、本件商標を使用する商品が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 要綱第3条第2項の使用許可書の通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (2) 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに福岡マラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）に連絡すること。
- (3) 第三者との係争、審判、訴訟等について、実行委員会に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (4) 使用者は、登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、実行委員会に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (5) 実行委員会から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または使用商品等を提出すること。
- (6) 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により実行委員会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を実行委員会に賠償すること。

(使用許可の変更)

第5条 使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じるときは、「福岡マラソン」商標使用許可変更申請書（別記様式第4号）に使用許可書および変更後の見本を添えて会長に提出し、改めて変更後の使用許可書の交付を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、本件商標を使用する商品が確認できる写真等を添付するものとす

る。

(使用許可取消しの申請)

第 6 条 使用者は、本件商標を使用する必要がなくなったときは、「福岡マラソン」商標使用許可取消し届（別記様式第5号）に、使用許可書（変更があったときは変更後のもの）を添えて会長に提出しなければならない。

(その他)

第 7 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この基準は、平成 25 年 10 月 29 日から施行する。